

西ドイツ年金制度の動向と展望

石 本 忠 義

I 年金制度の動向と現況

(1) 最近の動向

1889年に老齢・廃疾保険としてスタートした西ドイツの年金制度は、第2次大戦後社会保障制度の重要な柱として拡充整備されてきた。とくに1957年の第1次年金改革と1972年の第2次年金改革によって、適用者の範囲拡大や給付水準の大幅改善が図られ、1970年代半ばまでに年金制度としてほぼ最高の段階に達した。すなわち、1972年において自営業者や主婦への年金保険の適用、年金引上げ時期の6ヵ月繰上げなどによる一定の年金水準の保障（1979年以降総報酬額の50%以上の保障）、弾力的受給年齢の導入（加入期間35年以上の場合63歳から、また重度廃疾と1年以上の失業状態にある場合60歳から年金を受給することができる制度）などが実施された。そして1975年には障害者への年金保険の適用が行なわれた。その結果、年金保険の加入率は高くなり、また1972年以降の目標とされていた一定の年金水準の保障は77年に達成された。

しかし、1970年代後半に入ると、折りからの石油危機による激しい経済変動の影響を受けて、増大の一途をたどる年金保険費用をカバーしうる収入の確保がむずかしくなり、74年以降赤字が生じる制度が出てきた。すなわち、74年に労働者年金保険、75年に職員年金保険、そして76年以降年金保険全体（前2制度と鉱山従業者年金保険）に赤字が生じるようになった。

このため、1979年に予想されていた「年金の山

(Rentenberg)¹⁾を乗り切るためにも強力な財源対策と費用抑制策が打ち出されざるをえなくなった。そして1977年の第20次年金調整法と78年の第21次年金調整法により抜本的な財源対策と費用抑制策が実施された²⁾。その結果、年金保険の費用の伸びは低下し、財政的危機は当面避けられる見込みである。

しかし、年金引上げ率の法定化（自動賃金スライド制の一時中止）などによる費用抑制策により、実質年金水準は1978年以降年々低下している。1982年から再度自動賃金スライド制がとられることになっているので、実質年金水準も回復すると思われるが、費用抑制策は今後もなんらかの形で続けられなければならないであろう。

(2) 現況

こうした動向にある年金制度の現況はつぎのとおりである。

年金制度としては、労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業者年金保険、手工業者年金保険、

1) 被保険者数に対する年金受給者数の比率が最高になり、費用負担が最大になる時期をいう。西ドイツでは早くから1979年ごろが「年金の山」とみられていたが、最近では人口の高齢化がもっと進むことが予想されており、「年金の山」の頂上は2000年代になるとみられている。1979年現在、被保険者100に対して年金受給者61であるが、2000年にはこの比率は70になると予測されている。

2) 第20次年金調整法は、(1)年金保険の完全財政調整、(2)年金算定基礎とする全被保険者の平均賃金（一般算定基礎）の期間を直近の過去3年間に変更（以前は1年おいた過去3年間）、(3)年金引上げ時期を6ヵ月遅らせる、などの措置を規定した。また、第21次年金調整法は、(1)1979年から81年まで自動賃金スライド制を中止し、79年4.5%、80年4%、81年4%の引上げとする、(2)81年から保険料率を0.5ポイント引き上げ18.5%とする、(3)重度廃疾者の受給年齢の段階的引下げ（78年62歳、79年61歳、80年60歳）などの措置を規定した。

農業者老齢扶助、恩給、各種職域補足年金保険、および公務員年金・補足年金保険があるが、これらのうち主要な制度である労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業者年金保険および農業者老齢扶助の各制度の加入状況はつぎのとおりである。

(年)	(労働者年金保険)	(職員年金保険)	(鉱山従業者年金保険)	(農業者老齢扶助)
	千人	千人	千人	千人
1970年	15,717	9,815	351	769
1975年	14,249	11,157	302	694
1977年	14,298	11,483	286	664
1979年	14,846	11,841	279	653

年金の受給要件や年金額は制度によって異なっており、労働者年金保険と職員年金保険の場合、老齢年金は加入期間35年以上で63歳から（失業者と重度廃疾者は60歳から）、加入期間15年以上で65歳から支給される。鉱山従業者年金保険の場合、一般被保険者に対する老齢年金は前2制度と同じ条件で支給されるが、坑内作業員に対する鉱山従業者年金は加入期間25年以上で60歳から、また坑内作業員に対する坑夫年金は労働能力が減退した場合に、加入期間25年以上で50歳から支給される。手工業者年金保険の場合、労働者年金保険の場合と同じ条件で支給される。農業者老齢扶助の場合、老齢手当は拠出期間15年以上で65歳（寡婦は60歳）から支給される。

これらの年金制度の運営は、労働者年金保険については各州に置かれている州保険事務所(18)、連邦鉄道員保険事務所(1)、海員金庫(1)、職員年金保険については連邦職員保険事務所(1)、鉱山従業者年金保険については連邦鉱山従業者組合(1)、手工業者年金保険については州保険事務所(18)、農業者老齢扶助については農業老齢金庫(9)が行なっている。

労働者年金保険、職員年金保険および鉱山従業者年金保険の老齢年金はつぎの算式によって計算される。

$$R = (P \times B / 100) \times (J \times S_i)$$

R: 年金額, P: 個人算定基礎の一般算定基礎に対する比率, J: 加入期間(年数), S_i : 加入期間に対する加算率(1.5%)

一般算定基礎は、直近の過去3年間の全被保険

者の平均賃金で毎年連邦政府によって決定される。自動賃金スライドの場合は、一般算定基礎の上昇率が自動的に年金調整率(引上げ率)とされる。モデル年金水準は、老齢年金の場合総賃金の51.8%である(1978年7月における65歳で加入期間40年の既裁定年金の平均)。

II 年金保険財政と財政対策

西ドイツの社会保障関係費用の中で年金保険の費用は、疾病保険の費用とともに大きいウェートを占める。広義の社会保障関係費用にあたる社会予算は、1980年において国民総生産の30.1%を占めているが、年金保険の費用はそのうちの1/3にあたる9.5%を占めている。社会保障関係費用(社会予算)の中では年金費用は31%を占めている。

年金保険の費用は、1970~75年において伸び率をもっとも高く、65~70年と75~80年における伸び率をはるかに上回っている。すなわち、労働者年金保険の費用の伸び率は1965~70年59.3%、70~75年93.2%、75~80年28.9%、また職員年金保険の費用は1965~70年68%、70~75年163.1%、75~80年34.4%である。

1976年以降、年金保険の費用の伸び率は低下しているが、これは経済の停滞にともなう年金保険財政の悪化に対応して、費用の抑制等の抑置がとられたためである。1970~75年における経済成長率は年平均9.6%、賃金上昇率は11.0%であったが、75~80年における経済成長率は年平均7.2%、賃金上昇率は年平均6.4%である。この間、65歳以上の人口の割合は、1970年13.2%、74年14.1%、79年15.3%と上昇している。年金保険の費用の伸び率は低下しているものの、今後も年金保険の費用は伸び続けるものとみられている。1980年社会予算(Sozialbudget 1980)では、年金保険(労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業者年金保険)の費用の伸び率は、1980~84年において26.2%と予測されている。そして年金保険費用の対国民総生産比は、1984年において9.1%と予測されている。この間の経済成長率は31.9%(年平均約7%)と見込まれている。年金保険の費用の推移は図1

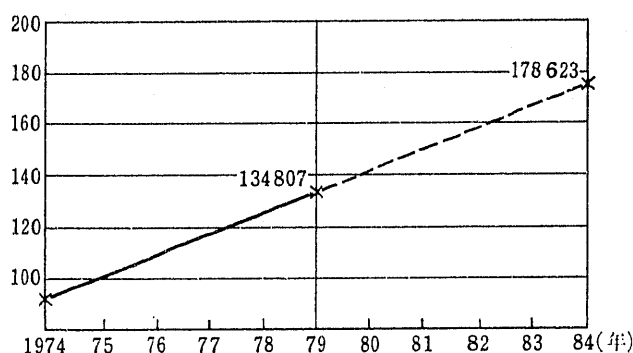


図 1 年金保険費用の推移 (単位: 100万マルク)

(注) 1980～84年は予測.

(資料) Sozialbericht 1980.

のとおりである。

(1) 年金保険の財政方式と財政状況

年金保険の財源は、保険料と国庫補助金である。財源のうち保険料は78.5%、連邦補助金（国庫補助金）は19.8%である。ここでいう年金保険は、労働者年金保険、職員年金保険および鉱山従業者年金保険の3つの制度で、農業老齢扶助は含まれていない。国庫補助は、労働者年金保険および職員年金保険の場合は給付以外の部分について、鉱山従業者年金保険および手工業者年金保険の場合は給付部分について、農業者老齢扶助の場合は年間収支の赤字部分について行なわれる。

各制度の保険料率（額）は、1981年において労働者年金保険および職員年金保険の場合 18.5%（労使折半）、鉱山従業者年金保険の場合 23.5%（使用者 15%，被用者 8.5%）、農業者老齢扶助の場合月額 66 マルク（1979 年）、手工業者年金保険の場合月額 394 マルク（1980 年）である。なお、失業者の保険料は連邦労働公社が負担している。

年金保険の財政方式は賦課方式である。この賦課方式によって年金保険財政は運営されているが、財政基盤の安定のために労働者年金保険、職員年金保険および鉱山従業者年金保険の間で財政調整が行なわれている。労働者年金保険と職員年金保険の間では流動性調整として流動資産の調整（職員年金保険から労働者年金保険への繰入れ＝支払準備金の融通）が行なわれ、また 3 つの制度の間では年金受給者疾病保険の費用についての財政調整（労働者年金保険と職員年金保険から鉱山従業

表1 年金保険制度間財源繰入れ状況

(単位: 100万マルク)

支 出	収 入	労 働 者 年 金 保 険					職 員 年 金 保 険					鉱 山 従 業 者 年 金 保 険					合 計					
		1974	1978	1979	1980	1984	1974	1978	1979	1980	1984	1974	1978	1979	1980	1984	1974	1978	1979	1980	1984	
(労働者年金保険) 充補調整受用 移動者年金費用 移山從業者保險給 給者疾病者費用							748	—	—	—	—		1246 348	1743 5	1840 6	1914 6	2654 8	748 1246 348	— 1743 5	— 1840 6	— 1914 6	— 2654 8
(職員年金保険) 流動者保險調整 移動者保險調整 移山從業者年金受給 疾病者保險費用		2146	10863	7196	6292	4498							349 66	504 1	528 1	549 1	762 2	2146 349 66	10863 504 1	7196 528 1	6292 549 1	4498 760 2
(鉱山從業者年金保険) 移動者保險調整		180	249	258	268	333		39	60	63	66	81						219	309	321	334	414
合 計		2326	11112	7454	6560	4831		787	60	63	66	81		2359	2736	2723	2680	5472	13908	10240	9306	9062

者年金保険への繰入れ)が行なわれている。このほかに3つの制度間において、制度間移動者保険の費用についての財政調整(労働者年金保険、職員年金保険および鉱山従業者年金保険の相互の繰入れ)が行なわれている(表1)。

1977年の第20次年金調整法は、年金保険の財政対策として各種の措置を定めたが、その中で(1)支払準備金を年金給付費の3ヵ月分から1ヵ月分に短縮すること、(2)準備金の完全流動性を図るとともに、年金保険の保険者間で自己の支払能力を損わない範囲内において、相互に流動資産の調整によってその支払能力を保障することを定め、財政基盤の強化を図った。

年金保険の財政方式は、1957年の第1次年金改革の際に積立方式から賦課方式に変更された。この財政方式のもとで年金保険財政は運営されているが、1970年代に入って年金保険の財政状況はきびしいものとなっている。すなわち、1974年には

労働者年金保険において赤字が生じ、また75年には職員年金保険において赤字が生じ、そして1976年以降79年まで3つの制度を合わせた年金保険全体において赤字が生じている。これは、年金受給者の増大と1972年の第2次年金改革による年金給付の大幅引上げによって年金保険の支出が著しく増大したためである。とくに職員年金保険において収支の均衡がくずれ、かなり大幅な赤字が生じている。しかし、1977年の第20次年金調整法と78年の第21次年金調整法によって、各種の財政対策や支出抑制策が実施されたため、79年には当初予想された大幅な赤字が縮小され、小幅なものとなり、さらに80年には小幅ながら黒字が生じている。そして1984年には年金保険財政は安定し、かなりの黒字が生じると予測されている。年金保険の収支の状況は表2および表3のとおりである。

なお、農業者老齢扶助の財政状況は表4のとおりであるが、これをみるとわかるように収入のう

表2 年金保険の費用(支出)の推移

(単位: 100万マルク)

費 目	1974	1978	1979	1980	1984
健康保持措置	3,799	4,059	4,241	4,595	6,090
年金	71,495	108,555	113,713	118,971	165,857
(うち)					
職業不能	1,527	1,825	1,897	1,974	2,633
稼得不能	6,878	11,177	11,694	12,218	16,921
老齢	41,892	64,045	67,137	70,281	98,520
か夫婦・かん夫	20,004	29,796	31,193	32,625	45,183
孤児	1,194	1,712	1,792	1,873	2,600
鉱夫調整給付	102	301	346	378	274
年金受給者疾病保険	11,333	13,466	14,058	14,814	2,866
保険料払戻し	47	590	506	497	286
事務費	2,117	2,529	2,532	2,740	3,515
その他の支出	15	461	43	45	21
合計	88,908	129,961	135,439	142,040	178,909
差引	131	705	632	497	286
保険料払戻し	47	590	506	497	286
年金戻入	84	115	126	—	—
純計	88,777	129,256	134,807	141,543	178,623
(うち)					
所得給付	71,719	109,493	114,215	119,716	166,618
現物給付	3,604	3,652	3,826	4,718	4,741
一般サービス	2,017	2,355	2,354	2,560	3,310
繰入	11,437	13,756	14,412	15,049	3,954

(注) 1980~84年は予測。

(資料) 図1と同じ。

表 3 年金保険の財源（収入）の推移

(単位: 100 万マルク)

区 分	1974	1978	1979	1980	1984
保 険 料	73,732	96,352	105,128	112,577	148,649
財 産 運 用 収 入	3,187	1,646	1,075	849	1,849
連 邦 補 助 金	16,880	25,305	26,580	29,393	34,714
償 還	473	712	954	953	909
年 金 戻 入	84	115	126	—	—
そ の 他 の 収 入	—	1	51	25	2
合 計	94,356	124,131	133,914	143,797	186,123
差 引	131	705	632	497	286
保 険 料 償 還	47	590	506	497	286
年 金 戻 入	84	115	126	—	—
純 計	94,225	123,426	133,282	143,300	185,837
(う ち)					
保 険 料	73,668	94,099	101,352	108,679	144,024
割 当	17,177	25,805	27,131	29,924	35,236
そ の 他 の 収 入	3,359	1,854	1,372	1,146	2,146
繰 入	21	1,668	3,427	3,551	4,431
収 支 差 引	5,448	-5,830	-1,525	1,757	7,214

(注) 1980～84年は予測。

(資料) 図1と同じ。

表 4 農業者老齢扶助の財政状況

(単位: 100 万マルク)

	1970	1974	1978	1979	1980	1984
支 出						
現金給付	846	1,477	2,269	2,356	2,482	3,015
現物給付	34	125	170	198	220	278
一 般 サービス	26	48	57	76	82	101
繰 入 れ	3	8	9	11	10	12
計	909	1,658	2,505	2,641	2,794	3,406
収 入						
拠 出 金	255	356	510	528	577	724
連邦補助	645	1,304	1,986	2,107	2,211	2,676
そ の 他	2	3	7	6	6	6
計	902	1,663	2,503	2,641	2,794	3,406
差 引	7	5	△ 2	—	—	—

(注) 1980～84年は予測。

(資料) Bundesarbeitsblatt 11/1980.

ち約80% (1979年) は連邦補助金であり、拠出金で足りない部分を連邦が負担している。連邦補助金の収入に占める割合は、年々少しずつ上昇している (1970年は72%)。1960年当時は収入のうち拠出金が62%、連邦補助金が38%であったが、1963年以降拠出金より連邦補助金の方が多くなり、65年には拠出金が26%、連邦補助金が74%となっ

た。その後連邦補助金は1978年まで70%台で推移してきている。支出の伸び率は1960～65年68.1%、65～70年86.3%、70～75年113.4%、75～80年44.0%で他の制度のそれに比べて高い。

(2) 保険料負担と給付水準

年金保険の保険料は、1957年以降表5および表6のとおり上昇してきている。

労働者年金保険と職員年金保険の保険料率は、1973～80年において18%にすえ置かれていたが、81年から0.5ポイント引き上げられた。なお、鉱山従業者年金保険の保険料率は、1957年以降23.5%で変わっていない。

一方、年金額は表7および表8のように推移している。職員年金保険、労働者年金保険および鉱山従業者年金保険の年金額は、加入期間、受給年齢、年金の種類、性別などによってそれぞれ異なる。表7の年金額はこれらの制度における加入期間40年の平均的な受給者の老齢年金額 (月額) である。これによると、年金額は1957年を100として79年には名目で492、実質で227.4になっている。これは、賃金の上昇とはほぼ同じである。すなわち、賃金は1957年を100として79年には名目で468.3、実質で227.1になっている。このような年金額の

表 5 労働者年金保険・職員年金保険の保険料の推移

年	料 率	最 低 月 額
1957 ~ 1967	14 %	14 マルク
1968	15	15
1969	16	16
1970 ~ 1972	17	17
1973 ~ 1977	18	18
1978	18	36
1979 ~ 1980	18	72
1981	18.5	74

(資料) Agrarbericht 1979.

表 6 農業者老齢扶助・手工業者年金保険の保険料の推移

年	農 業 者 老 齢 扶 助	手 工 業 者 年 金 保 険
1957	10 マルク	— マルク
1958	10	—
1959	12	—
1960	12	—
1961	12	—
1962	12	70
1963	12	77
1964	12	84
1965	12	91
1966	16	98
1967	20	105
1968	20	120
1969	22	144
1970	27	153
1971	27	170
1972	30	204
1973	36	216
1974	41	252
1975	48	288
1976	55	288
1977	63	327
1978	63	350
1979	66	374
1980	...	394

(資料) 表 1 と同じ。

順調な伸びは、1978年までの自動賃金スライドに負うところが大きい。とくに1972年の第2次年金改革により引上げ時期が6ヵ月早められ、1972年には1月1日に6.3%、7月1日に9.5%と2回にわたって引上げが行なわれたことは年金水準の上昇にとって影響が大きい。しかし、1978年の第21次年金調整法により、79年から81年まで自動賃金スライドが中止され、79年4.5%、80年4%、81

表 7 年金水準の推移

年	年金月額 (マルク)	年金水準 (名目) (1957年 =100)	1970年価 格の年金 月額 (マルク)	増 加 率 (%)	実質年金 水準 (1957年 =100)
1957	214.10	100.0	299.40	—	100.0
1958	214.10	100.0	293.40	— 2.0	98.0
1959	227.10	106.1	307.70	+ 4.9	102.8
1960	240.90	112.4	321.20	+ 4.4	107.3
1961	253.60	118.4	330.30	+ 2.8	110.3
1962	266.30	124.4	335.80	+ 1.7	112.2
1963	283.90	132.6	345.80	+ 3.0	115.6
1964	307.10	143.4	363.90	+ 5.2	121.6
1965	335.90	156.9	382.60	+ 5.1	127.8
1966	363.80	169.9	398.00	+ 4.0	132.9
1967	392.90	183.5	423.80	+ 6.5	141.5
1968	424.50	198.3	451.60	+ 6.6	150.8
1969	459.80	214.8	475.00	+ 5.2	158.6
1970	489.00	228.4	489.00	+ 2.9	163.2
1971	515.90	241.0	492.70	+ 0.8	164.5
1972	600.40	280.4	542.90	+ 10.2	181.3
1973	668.60	312.3	564.20	+ 3.9	188.4
1974	743.50	347.3	588.70	+ 4.3	196.5
1975	826.00	385.8	613.20	+ 4.2	204.8
1976	916.90	428.3	646.20	+ 5.4	215.9
1977	1008.10	470.9	687.20	+ 6.3	229.5
1978	1008.10	470.9	672.50	— 2.1	224.6
1979	1053.40	492.0	680.90	+ 1.2	227.4

(注) 加入期間40年の平均的な受給者の場合の年金水準。

(資料) Die Rentenversicherung, 11/1979.

表 8 農業者老齢扶助の老齢手当の推移

年	単 身 者	夫 婦
1957年10月1日～1963年3月31日	60 マルク	40 マルク
1963年4月1日～1965年4月30日	100	65
1965年5月1日～1969年3月31日	150	100
1969年4月1日～1972年9月30日	175	115
1972年10月1日～1973年12月31日	240	160
1974年	264	176
1975年	293.60	195.80
1976年	326.20	217.60
1977年	362.10	241.60
1978年	398. —	265.60
1979年	416. —	277.60
1980年	432.70	288.70
1981年	450.10	300.30

(資料) 表 7 と同じ。

年4%の引上げとすることが法定された。これにより、表9のとおり年金額は1977年を100として81年には実質で95.4となり、実質的な年金水準は低下することが予測されている。これに対して実質賃金は1977年を100として81年には109となり、

表 9 実質年金水準の推移 (各年末現在)

年	年金月額 マルク	予測物価 上昇率 %	1970年価格 の年金月額 マルク	実質年金 水準
1977	1,008.10		687.20	100
1978	1,008.10	2.2	672.40	97.8
1979	1,053.40	4.7	670.50	97.6
1980	1,095.50	5.5	661.60	96.3
1981	1,139.30	5.0	655.30	95.4

(資料) 表7と同じ。

上昇が予測されている。

また、農業者老齢扶助の老齢手当額もほぼ同じような傾向を示している。ただ農業者老齢扶助の老齢手当額の伸びの方が大きい。すなわち、それは1957年を100として79年には名目で693.3になっている。1981年には77年を100として名目で124.3になるが、実質では106.9となり、実質賃金の伸びを下回ることが予測されている。

(3) 財政対策

年金保険の費用の増大に対処するため、1977年の第20次年金調整法と78年の第21次年金調整法により抜本的な財源策と費用抑制策が打ち出された。その中にはすでに述べた措置のほか、年金引上げ時期の6ヵ月繰下げ、保険料の引上げ、年金受給者疾病保険への繰入れの削減、年金受給者からの所得に応じた疾病保険保険料の徴収(1982年から)、一定の要件を満たさない年金受給者からの疾病保険保険料の徴収などがある。

こうした措置により、1979年の年金保険(労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業者年金保険)の費用の伸び率は4.3%、80年のそれは5%(見込み)となっている。そしてこのため78年に生じた約58億マルクの財政赤字は、79年には約15億マルクに減り、80年には逆に17.6億マルクの黒字が生じるとみられている(表3参照)。すなわち、年金保険の財政状況は好転しつつあり、1977年以降の年金保険財政対策の効果はきわめて大きいといえる。

しかし、さきにもみたように自動賃金スライド制の中止により実質年金水準は低下傾向にあり、また加入者や年金受給者の負担は徐々に高まりつつある。1982年から自動賃金スライドが復活する

が、実質年金水準が急に上昇することは望めない。また、1981年からの0.5ポイントの保険料引上げ、82年からの年金受給者への疾病保険保険料の賦課により、保険料負担は増える。

III 今後の展望

西ドイツ年金保険の今後の動向を予測する場合、年金受給者数、保険財政の状況、人口構成、各種の経済指標などの動向をみなければならない。

短期的にみた場合、さきにも述べたように年金保険財政は好転の兆しにある。今後も引き続き年金受給者数は増加し(1,974年1072万人、78年1,198万人、1979年1,208万人、80年1,288万人)、また1982年からの自動賃金スライド制の再開により年金保険の費用は増大するが、81年からの保険料率の引上げ、82年からの年金受給者への疾病保険保険料の賦課などにより、84年には72億マルクの黒字が生じると予測されている(表3参照)。1980~84年における年金保険の費用の伸び率は26.2%(年平均6.6%)、収入の伸び率は29.4%(年平均7.4%)で収入の伸び率が費用の伸び率を上回ることが予測されている。

こうした予測は、表10に示す経済諸指標、表11の就業者の推移、表12の年齢別人口構成の推移などが主要な予測材料となる。とくに雇用者数の増加、賃金・給与の上昇および60歳以上人口(多くは年金受給者)の増加の程度が重要な基礎指標となる。1980~84年において雇用者数は年平均0.5%増加、賃金・給与は年平均7.0%上昇することが予測されており、年金保険収入の伸び率はこれ

表 10 経済指標 (増加率)

(単位: %)

	1980年	1980~84年
雇 用 者 数	1	0.5
雇用者1人当たり総賃金	6.5	6.5
総 賃 金・給 与	7.5	7.0
個 人 消 費	5.0~5.5	...
国 民 総 生 産		
実 質	2.5	3.0~3.5
名 目	7.0	7.0

(注) 年平均。

(資料) Sozialbericht 1980.

表 11 就業者の状況 (年平均)

(単位 1,000人, %)

年	就業者数	自営業者および一緒に働いている家族	雇用者	公務員等	職員	労働者
1970	26,668 (100.0)	4,422 (16.6)	22,246 (83.4)	1,945 (7.3)	7,800 (29.2)	12,501 (46.9)
1974	26,215 (100.0)	4,063 (15.5)	22,152 (84.5)	2,124 (8.1)	8,286 (31.6)	11,742 (44.8)
1979	25,548 (100.0)	3,570 (14.0)	21,978 (86.0)	2,271 (8.9)	8,927 (34.9)	10,780 (42.2)
1984	25,889 (100.0)	3,278 (12.7)	22,611 (87.3)	2,399 (9.3)	9,497 (36.7)	10,715 (41.4)

(注) () 内は構成比を示す。就業者数には取入を含む。

(資料) Sozialbericht 1980.

により年平均 7.4 %と予測されるわけである。これに対して60歳以上人口の割合は 1979 年 19.2 % (65歳以上15.3%), 84年 19.6 % (65歳以上14.2 %)と予測され、ほとんど変化がない (65歳以上人口の割合は 74 年なみに低下するとみられている) とみられるため、いわゆる年金受給者数の増加による費用の自然増はそれほど大きくないと予測されるわけである。それに1981年までの自動賃金スライドの中止による費用増大抑制 (80年と81年の引上げ率が4%と固定され、賃金上昇率7%をかなり下回る) により、費用の伸び率は年平均 6.6%と予測されるわけである。

しかし、長期的にみた場合には60歳以上人口の増加、年金受給者数の増加 (老齢年金受給者のみならず、障害年金や遺族年金の受給者の数も増加)、就業者数に対する年金受給者数の比率の上昇などにより、年金保険財政はきわめて不安定であると予測されている。すなわち、連邦職員保険事務所の推計によると、表13および表14のとおり、1980年以降年金受給者数は2000年まで増加し、それ以降減少するが、2030年には2000年より18万人増え、また就業者数に対する年金受給者数の比率は79.1%に達するとみられている。このため年金保険の保険料率は表14のようになるとみられ、将来被保険者にとってきわめて重い負担となることが予想されている。

このように西ドイツの年金保険は、ここ数年は財政的には安定するが、長期的には財政的な面で行き詰まることも予想される。したがって、現行の年金水準を維持しながら、どのようにして財政

表 12 年齢別人口構成の推移 (単位: %)

年	計	20歳未満	20~60	60~65	65歳以上
1970	100.0	29.8	51.0	6.1	13.2
1974	100.0	29.1	51.0	5.8	14.1
1979	100.0	27.4	53.4	3.9	15.3
1984	100.0	24.6	55.8	5.4	14.2

男

年	計	20歳未満	20~60	60~65	65歳以上
1970	100.0	32.0	51.8	5.4	10.7
1974	100.0	31.2	52.7	4.9	11.2
1979	100.0	29.5	55.6	3.2	11.7
1984	100.0	26.4	59.0	4.5	10.1

女

年	計	20歳未満	20~60	60~65	65歳以上
1970	100.0	27.7	50.2	6.7	15.4
1974	100.0	27.1	49.5	6.5	16.9
1979	100.0	26.5	51.4	4.4	18.6
1984	100.0	23.1	52.8	6.2	17.9

(資料) Sozialbericht 1980.

表 13 人口および年金受給者数の将来予測

(単位: 1,000人)

年	15歳未満	就業者	60歳以上	年金受給者
1975	12,482	24,472	12,305	10,718
1980	10,247	24,734	11,411	12,145
1990	8,399	25,547	11,529	12,873
2000	8,201	24,143	12,070	13,028
2010	6,396	22,476	11,808	12,625
2020	5,721	20,000	11,850	12,446
2030	5,020	16,687	12,985	13,206

(資料) Arbeit und Sozialpolitik, 3/1979.

表 14 就業者数に対する15歳未満・60歳以上・年金受給者数の比率

(単位: %)

年	15歳未満	60歳以上	年金受給者	15歳未満・60歳以上
1975	51.01	50.28	43.80	101.29
1980	41.43	46.14	49.10	87.56
1990	32.88	45.13	50.39	78.00
2000	33.97	49.99	53.96	83.96
2010	28.45	52.53	56.17	80.99
2020	28.60	59.25	62.23	87.85
2030	30.08	77.82	79.14	107.90

(資料) 表13と同じ。

的安定を図っていくかということが西ドイツの年金保険にとって長期的な課題である。

(いしもと ただよし・健康保険組合連合会
社会保障研究室長)